

【令和7年度 甲種防火管理新規講習会案内】

＜豊川市消防本部・豊川市防火安全協会 共催＞

消防法第8条では、一定規模以上の防火対象物の関係者は、防火管理者の資格を有する者のうちから防火管理者を定め、火災予防に関する業務を行わせなければならないと定められています。

豊川市消防本部では、消防法で定める防火管理者としての資格が取得できる新規講習会を下記のとおり開催します。

記

1 受講対象者

消防法施行令第3条に定める甲種防火管理者の資格取得を希望される方

2 日 時

令和7年6月26日(木)、27日(金)の2日間

講習時間：午前9時30分から午後4時00分まで
(受付時間：午前9時00分から午前9時30分)

3 会 場

豊川市文化会館 大会議室 住所：豊川市代田町1丁目20番地の4
電話：0533-84-8411

4 定 員

100名

※定員になり次第、受付を終了します。

5 受講申込み期間

令和7年5月26日(月)から6月6日(金)まで

(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
※あいち電子申請は、申込み期間中24時間申込み可能。

6 受講申込み場所及び必要な書類等

- 窓口（豊川市消防本部予防課 豊川市役所北庁舎5階）
 - 講習会申込書（申込み受付時配布）※豊川市HPからダウンロードできます。
 - 運転免許証等（本人確認ができるもの）の写し1部※申込みをされた方には受講票をお渡しします。
- 電子申請（あいち・豊川市電子申請・届出システム）

右記二次元コードよりお申込みください。

 - 運転免許証等（本人確認ができるもの）が必要です。

お申込は
こちらから



URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyokawa/smart-apply/apply-procedure-alias/boukakanrikousyu>

※電話、郵送等による受講申込み及び受講予約の受付は行っておりません。

7 受講料（テキスト代を含む）

4,000円

※受講料は講習初日の受付にてお支払いいただきます。

※非課税ですので、インボイス制度の対象になりません。

8 講習科目

防火管理の意義と制度、火気取扱いの基本知識、危険物の安全管理、自衛消防、施設・設備の維持管理、地震対策、防火管理の進め方、消防計画、効果測定

9 修了証の交付

全講習科目を修了し、効果測定に合格された方に修了証を当日交付します。

10 防火管理者の区分

◇ 甲種防火管理者を必要とする対象物

火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等（避難困難施設）がある建物で、収容人員が10人以上のもの。

収容人員が30人以上の特定用途防火対象物（避難困難施設がある建物を除く）で延べ面積が300㎡以上のもの、又は収容人員が50人以上の非特定用途防火対象物で延べ面積が500㎡以上のもの。

◇ 乙種防火管理者でよい対象物

収容人員が30人以上の特定用途防火対象物（避難困難施設がある建物を除く）で延べ面積が300㎡未満のもの、又は収容人員が50人以上の非特定用途防火対象物で延べ面積が500㎡未満のもの。

11 講習の免除

消防設備点検資格者、自衛消防業務講習修了者の方は一部科目の受講が免除されます。消防本部予防課予防担当までお問い合わせください。

12 注意事項

- (1) 定員になり次第、受付を終了いたします。また、電話、郵送等による受講申込み及び受講予約の受付は行っておりません。
- (2) 受講申込みをされていない方は受講することができません。
- (3) 講習会場へは受講票、筆記具の持参をお願いします。
- (4) 災害、気象状況等により本講習会を中止する場合があります（中止する場合は、受講当日の午前7時までに豊川市HPにて告知します）。

（お問い合わせ先）豊川市消防本部予防課予防担当 TEL 0533-89-9682

E-mail : shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp